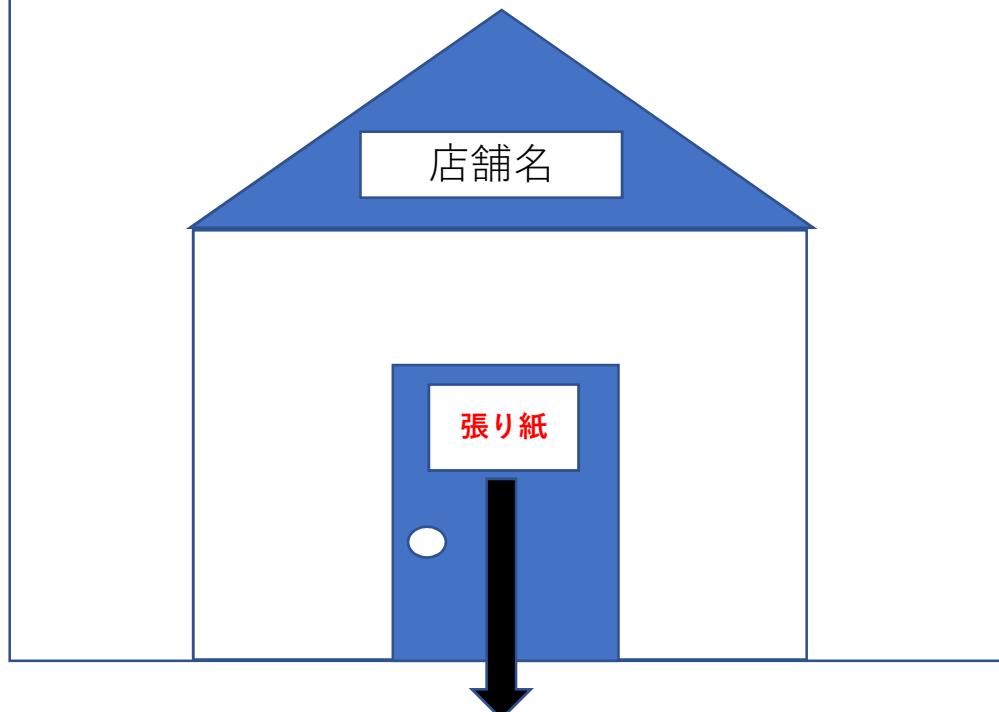


時短営業、休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例

※1月26日以前も時短要請に応じていただいている場合
【第三者認証店以外の店舗】奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

お店の外観



手書き等で修正

張り紙拡大図

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
1月 25 日～**26**月 **26**日

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分
※ お酒の提供は行いません。

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名
[Redacted]

鹿児島県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間
1月 27 日～2月 20 日

○ 時短営業期間中の営業時間
時 分～時 分
※ お酒の提供は行いません。

○ 通常（時短前）の営業時間
時 分～時 分

○ 店舗名
[Redacted]

【記載注意点】

- ①時短営業、休業の期間が分かるように記載してください。
- ②時短営業される際の営業時間は、午前5時から午後8時以内にしてください。
- ③酒類の提供は行わないでください。